

資料

I 計画策定の経過

| 開催日等 | 開催事項 | 内容 |
|-----------------------------|------------------|---|
| 令和2年 7月2日 | 第1回策定委員会 | ○第3期教育振興基本計画の策定について ○アンケート調査について ○今後のスケジュール ○意見交換「これからの芦屋の教育に望むもの」 |
| 7月6日 | 第1回幹事会 | ○アンケート調査について |
| 7月22日から 8月11日まで | アンケート調査 | 一般市民2,000名，児童生徒（小5及び中2），児童生徒の保護者，教職員 |
| 9月15日 | 第2回策定委員会 | ○第3期芦屋市教育振興基本計画に向けた現状と課題について ○芦屋市教育振興に関するアンケート調査 調査結果報告書について ○第3期芦屋市教育振興基本計画の体系・骨子（案）について |
| 10月20日 | 第3回策定委員会 | ○計画素案について |
| 10月22日 | 教育委員会 | ○計画素案について報告 |
| 11月4日 | 第2回幹事会 | ○計画素案について |
| 11月18日 | 第4回策定委員会 | ○計画原案（案）について |
| 11月19日 | 第3回幹事会 | ○計画原案（案）について |
| 11月19日 | 教育委員会 | ○計画原案（案）について報告 |
| 11月20日 | 第1回策定本部会議 | ○計画原案（案）について |
| 12月2日 | | 民生文教常任委員会所管事務調査において原案の説明 |
| 12月14日から 令和3年 1月22日まで | パブリック コメントの募集 | 12月号広報にて周知 |
| 2月4日 | 第5回策定委員会 | ○パブリックコメントの結果及びその対応について ○計画原案について |
| 2月4日 | 第4回幹事会 | ○計画原案について |
| 2月4日 | 教育委員会 | ○計画原案について報告 |
| 2月10日 | 第2回策定本部会議 | ○計画原案について |
| 2月18日 | | 民生文教常任委員会所管事務調査においてパブリックコメントの結果及びその対応を報告，計画案の説明 |
| 3月 | | 策定 |

2 要綱・委員名簿等

(1) 芦屋市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

平成27年6月9日一部改正

(設置)

第1条 芦屋市教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)の原案を策定するため、芦屋市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、基本計画の原案策定に関する事その他設置目的達成のために必要な事項に関することを所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、17人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市PTA関係者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 市民
- (6) 行政関係者
- (7) その他教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画原案策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学識経験者の委員の中から選任し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部政策推進課、教育委員会管理部管理課、学校教育部学校教育課及び社会教育部生涯学習課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(2) 芦屋市教育振興基本計画策定委員名簿

令和2年10月19日現在

| 氏名 | 区分 | 所属・役職等 |
|--------|----------|--------------------|
| 浅野 良一 | 学識経験者 | 兵庫教育大学大学院教授 |
| 今西 幸蔵 | 学識経験者 | 高野山大学客員教授 |
| 丹下 秀夫 | 学識経験者 | 芦屋大学准教授 |
| 極楽地 愛子 | P T A関係者 | 芦屋市P T A連絡協議会（中学校） |
| 伊東 典子 | P T A関係者 | 芦屋市P T A連絡協議会（小学校） |
| 木村 奈々 | P T A関係者 | 芦屋市P T A連絡協議会（幼稚園） |
| 北尾 文孝 | 学校教育関係者 | 芦屋市立潮見中学校長 |
| 山田 耕治 | 学校教育関係者 | 芦屋市立潮見小学校長 |
| 高橋 弘美 | 学校教育関係者 | 芦屋市立小槌幼稚園長 |
| 西馬 由華 | 学校教育関係者 | 芦屋市立浜風小学校教諭 |
| 西野 悦子 | 社会教育関係者 | 芦屋市コミスク連絡協議会 |
| 中島 幸夫 | 社会教育関係者 | 芦屋川カレッジ学友会副会長 |
| 城戸 知子 | 市民 | 公募市民 |
| 井岡 祥一 | 行政関係者 | 学校教育部長 |
| 中西 勉 | 行政関係者 | 社会教育部長 |
| 岸田 太 | 行政関係者 | こども・健康部長 |

(3) 芦屋市教育振興基本計画策定本部設置要綱

令和2年4月1日一部改正

(設置)

第1条 芦屋市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、芦屋市教育振興基本計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 基本計画に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部長は、会務を総理し、策定本部を代表する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 策定本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

第5条 策定本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、管理部長をもって充て、副委員長は、学校教育部長、社会教育部長及び企画部長をもって充てる。

4 委員長は、幹事会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 策定本部の庶務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局長は、管理部長をもって充て、事務局次長には、管理課長、学校教育課長及び生涯学習課長をもって充てる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1（第3条関係）

（本部員）

企画部長

総務部長

総務部参事（財務担当部長）

市民生活部長

福祉部長

こども・健康部長

都市建設部長

教育委員会学校教育部長

教育委員会社会教育部長

別表第2（第5条関係）

（幹事会委員）

企画部政策推進課長

総務部文書法制課長

総務部財政課長

市民生活部人権・男女共生課長

福祉部地域福祉課長

福祉部障がい福祉課長

こども・健康部子育て推進課長

こども・健康部主幹（子育て施設担当課長）

こども・健康部主幹（施設整備担当課長）

こども・健康部健康課長

都市建設部防災安全課長

教育委員会管理部教職員課長

教育委員会管理部主幹（教職員人事担当課長）

教育委員会学校教育部主幹（学校教育指導担当課長）

教育委員会学校教育部打出教育文化センター所長

教育委員会社会教育部スポーツ推進課長

教育委員会社会教育部青少年育成課長

教育委員会社会教育部市民センター長

教育委員会社会教育部公民館長

教育委員会社会教育部青少年愛護センター所長

教育委員会社会教育部図書館長

3 用語解説

本文中で「*」印をつけている用語の説明です（五十音順）

【あ行】

芦屋川カレッジ・カレッジ大学院

60歳以上の市民を対象に公民館が生涯学習の機会を提供する事業。参加者が学ぶ楽しさ、友との出会い、交流を通じて、より豊かな人生と一緒に送れるようになることを目的とする。カレッジ大学院は、芦屋川カレッジを卒業した方に対し、さらに学べる場を提供するもの。

あしやキッズスクエア

文部科学省「放課後子供教室事業」として、小学校の室内・校庭を利用し、地域の方の参画も得ながら、児童が自由に遊び・学習などを行う居場所づくり機能、企業・地域・近隣高校大学などの協働により様々な体験活動を行う体験プログラム機能の2つを有し、市内全小学校で実施している。例年市内市立小学校児童の約50%が登録。市内在住すべての児童が対象（市外通学児童も参加）。

芦屋市人権教育推進協議会

全ての人の人権が尊重される社会を目指し、芦屋市の人権教育の推進を図ることを目的とし、各種団体、機関及び個人をもって構成する会。

芦屋市スポーツ推進実施計画

「スポーツ振興基本計画」に基づき取り組んできたことを基本に据えつつ、国のスポーツ基本計画や兵庫県スポーツ推進計画を参酌し、スポーツを取り巻く環境の変化に対応しながら、芦屋市がめざす「すべての市民、スポーツ団体、学校・大学、行政等が参画し、ささえ、連携・協働を推進し、あしやスポーツ文化を創る」ための目標や道筋を示す計画。

芦屋市通学路安全プログラム

児童生徒の通学路の安全を確保するため、保護者・地域・関係機関が連携して点検を行い、対策の改善・充実を図っている。取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っているもの。

預かり保育

教育課程に係る教育時間（幼稚園の教育活動）終了後に、希望する在園児を対象に行う教育活動。

インクルーシブ教育

障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのこと。障がいのある人が排除されないこと、自己の生活する地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な配慮や指導の場が提供されること等が必要とされている。

家読（うちどく）

「家庭読書」、「家族読書」の略語で、家族で読書の習慣を共有することや読書を通じた家族のコミュニケーションづくりを目的としている活動のこと。

【か行】

カウンセリングマインド

受容と共感、積極的な傾聴など、相談を受けた際に来談者中心に話を聴く姿勢のこと。

学習指導員（チューター）

算数・数学における児童生徒の学力向上、基礎基本の定着を図るため各小・中学校に1名ずつ配置している教員免許を持つ職員のこと。学習が遅れがちな児童生徒を中心に、授業の中での補助や、放課後の個別学習における支援を行っている。

学力向上パワーアッププラン・学力向上支援プラン

児童生徒の学力向上と、児童生徒の実態に基づいた学習指導方法・指導内容の改善等教師の授業力向上を図ることを目的に、各学校において策定している授業研究の取組等の計画。

学校運営協議会

学校と保護者や地域住民等がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の5）に基づいた仕組みのこと。なお、文部科学省のいう「コミュニティ・スクール」のことを指す。本市独自のコミュニティ・スクールは86ページ参照。

学校支援相談員

豊富な知識や教職経験を有した教職員OBを学校支援相談員として、芦屋市立打出教育文化センターに配置。学校長の要請により各学校を巡回し、経験の浅い教員に対して学習指導、生徒指導、学級経営等に係る指導・支援を行っている。平成20年度は1名、平成21年度より3名。

コーディネーション能力

旧東ドイツのスポーツ運動学者が考え出した理論で、自分の身体を巧みに動かす能力のこと。

キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。子どもたちに義務教育の段階から、勤労観・職業観を身に付けさせ、主体的に進路を選択・決定させることをねらいとしている。

キャリアステージ

職歴・経験年数によって分けられる段階。

キャリアパスポート

児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。

教育のまち芦屋

芦屋の子どもたちが大人になった時に「芦屋で学び、育って、本当によかった」と思えるまちづくり、芦屋市民が「芦屋で暮らして、本当によかった」と思えるまちづくりのこと。

校務支援システム

幼稚園、小・中学校をネットワークでつなぎ、学校業務を円滑に進めているシステムのこと。

合理的配慮

障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。

国際文化住宅都市

昭和26年（1951年）に、住民投票によって本市のみに適用される地方自治特別法「芦屋国際文化住宅都市建設法」が公布され、国際性、文化性あふれる住宅都市を目指してまちづくりを進めてきた。

子ども読書のまちづくり

平成20年度から3年間、学校、家庭、地域が一体となって、「ブックワーム芦屋っ子」の育成を目指して、子どもの読書活動の充実とともに、保護者、市民の参画と協働による読書のまちづくりに取り組んだ事業。

コミュニティ・スクール

小学校を学校の教育活動に支障のない範囲内において、地域住民に開放し、自主的な文化活動・スポーツ活動や地域活動を行うことを通じて、住民相互の連帯感や自治意識を高め、よりよいコミュニティの創造・発展を目的として活動しているもの。

市内9か所で活動を展開している本市の特徴的な取組。

なお、文部科学省のいう「コミュニティ・スクール」は、84ページ「学校運営協議会」と同義である。

【さ行】

市民版出前講座

芦屋市社会教育関係登録団体等が活動の中で習得した知識や技術のうち、市民の皆さんが知りたいことや暮らしに役立つ話等について、登録団体等の会員が講師となって出向いて説明する制度。現在、市で行っている出前講座の講師を市民に置き換えた制度。

就学前施設

小学校入学前の子どもたちを対象に教育・保育を行う幼稚園、保育所（園）、認定こども園のこと。

小1プロブレム

小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれないなど、学校生活になじめない状態が続くこと。

新学習システム

個に応じたきめ細かな指導を充実させるため、加配教員を配置し、少人数学習や小学校高学年における教科担任制の導入など、各校で工夫した形態をとっている。（県事業）

人生100年時代

平均寿命の伸びにより、100歳前後まで生きることが可能となる時代のこと。令和元年12月に取りまとめられた「人生100年時代構想会議 中間報告」においては、「100年という長い期間をより充実したものとするためには、生涯にわたる学習が必要である」などが述べられており、生涯学習の重要性が一層高まっている。

青少年リーダー

子ども会を中心とした地域活動や野外活動など青少年の団体活動やボランティア活動に参加して、コミュニケーション能力やマネジメント能力の向上をめざす青少年のこと。

ソーシャル・ワーク

社会福祉における専門的援助のこと。

【た行】

中1ギャップ

中学1年生になった時に新しい環境での学習や生活にうまく適応できないこと。

超スマート社会（Society5.0）

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

定位能力

コーディネーション能力*の1つで、「距離間」と「空間認知」の能力のこと。

適応教室

芦屋市立打出教育文化センター内に設置されている。不登校または不登校傾向にある児童生徒に対し、個に応じた教育相談や適応指導、保護者への支援を行う教室のこと。学習支援やレクリエーション、体験活動等、様々な活動プログラムにより、関係児童生徒の学校復帰を支援している。

出前講座

市内の事業所や各団体・グループを対象に、希望に応じて市職員を講師として派遣し、職務を通じて得た専門知識を分かりやすく説明する制度のこと。

特別支援教育コーディネーター

各学校園に配置されており、特別支援教育に係る保護者からの相談を受けたり、児童生徒への適切な支援のために、関係機関や関係者の間を連絡・調整したりする役割を中心的に担う職員。

特別支援教育センター

障がいのある子どもに対する教育的支援の拠点で、保健福祉センター内にある。専任の指導員を配置し、学校園や保護者等への相談、支援を行っている。

トライやる・ウィーク

学校・家庭・地域の三者が連携して、平成7年3月から中学生の心の教育の充実を図ることを目的として実施する事業で、中学校2年生が、学校を離れて地域のボランティアの指導のもと、職場体験、福祉体験、勤労生産活動など、5日間、様々な体験活動を行っているもの。

【な行】

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設のこと。0～2歳の子どもについては、保護者の就労などのために保育を必要とする乳児または幼児を保護者に代わって保育を行い、3～5歳の子どもについては、保護者の働いている状況に関わりなく、教育・保育を一体的に行う。

【は行】

ピアサポート

ピア（仲間）サポート（支援）という意味で、同じ課題や環境を体験する人が、相互の人間関係を豊かにするための場を設定し、その体験から来る感情を共有し、支えあうこと。

ブックワーム 芦屋っ子

ブックワーム（本の虫）の意味を含み、読書が大好きな子どもの育成をめざす取組の中で生まれた言葉。

放課後児童健全育成事業

厚生労働省の事業。保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供する事業。市の事業では、「放課後児童クラブ」として市内市立全小学校で全学年を対象に実施している。

【ま行】

味覚の1週間

フランスで始まった、味わう楽しみ、食文化と向き合う1週間のこと。「味覚の1週間」の中から、児童が五感を使って味わうことの大切さを知り、味わうことの楽しみに触れる体験型学習である「味覚の授業」を主として実施している。

【ら行】

理科推進員

小学校5、6年生の理科の授業において、観察・実験等における準備や片付け等で教職員の支援を行い、理科学習の充実・活性化を図ることを目的に、各小学校に1名ずつ配置している人。

リズム能力

コーディネーション能力*の1つで、動きを真似し、イメージを表現する能力のこと。

レファレンス

図書館におけるレファレンスとは、図書館職員が、情報を求めている利用者に対して、必要な資料や情報を探し出し、提供する調査相談・調査支援サービスのこと。

連結能力

コーディネーション能力*の1つで、関節や筋肉の動きをタイミングよく同調させる能力のこと。

【わ行】

若者相談センター「アサガオ」

社会生活を円滑に営む上で、ひきこもり、ニート、不登校等の困難を有する子ども・若者及びその家族の自立や支援を行うための若者相談窓口のこと。

ワークショップ

いわゆる講義式な教授法ではなく、参加者が体験を通して学ぶ学習方法。参加者が自発的に作業や発言を行える環境が整った場において、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される形態がポピュラーとなっている。

【数字／英字】

A I

Artificial Intelligence（人工知能）の略語。言語の理解や推論，問題解決などの知的行動を，人間に代わってコンピュータに行わせる技術のこと。

A L T

Assistant language Teacherの略語。小学校の外国語，中学校の英語の授業で，日本人教師の助手として外国語を教える外国人講師。

D L A

Dialogic Language Assessment（対話型アセスメント）の略語，日本語能力が限られた中で，最大限の認知活動を引き出そうとするもの。

G I G Aスクール構想

GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略語。1人1台の学習用タブレット端末と，高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで，特別な支援を必要とする子どもを含め，多様な子どもたち一人ひとりに個別最適化され，資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現すること。これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り，教師，児童生徒の力を最大限に引き出す。

I C T

Information and Communication Technologyの略語。情報通信技術のこと。

I o T

Internet of Thingsの略語。「様々な物がインターネットにつながること」「インターネットにつながる様々な物」を指す。

S D G s

Sustainable Development Goals の略語。平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のこと。

SNS

Social Networking Service（ソーシャル ネットワーキング サービス）の略。Facebook LINE ツイッター等の人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWebサイトのこと。

第3期芦屋市教育振興基本計画

令和3年3月

発行 芦屋市

編集 芦屋市教育委員会管理課

〒659-8501

兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL : 0797-38-2085 FAX : 0797-38-2166

ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp>

